

令和 3 年度

定期監査結果報告書

(第 2 号)

袋井市監査委員

目 次

	ページ
第1 令和3年度 定期監査結果報告（第2号）	
1 監査の種類	1
2 監査の対象	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の主な実施内容	1
5 監査の実施場所及び実施日	1
6 監査の結果	2
7 監査所見	3
総務部 総務課	3
総合健康センター 健康づくり課（介護保険特別会計）	4
地域包括ケア推進課（介護保険特別会計・病院事業会計）	5
都市建設部 都市計画課	5
都市整備課	6
道路河川課	6
維持管理課	7
水道課（水道事業会計）	7
下水道課（下水道事業会計）	8
教育部 教育企画課	8
おいしい給食課 袋井・浅羽・中部学校給食センター	9
すこやか子ども課	9
育ちの森	10
学校教育課	10
生涯学習課 袋井・浅羽図書館	11
出納室	12
第2 令和3年度 テーマ監査結果報告	
1 監査の種類	13
2 監査のテーマ	13
3 監査の対象	13
4 監査の着眼点	13
5 監査の主な実施内容	13
6 監査の実施場所及び期間	14
7 監査の結果	14
8 監査所見	14
9 審議会等の概要	16

第1 令和3年度 定期監査結果報告（第2号）

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

総務部総務課、総合健康センター（健康づくり課、地域包括ケア推進課）、都市建設部（都市計画課、都市整備課、道路河川課、維持管理課、水道課、下水道課）、教育部（教育企画課、おいしい給食課、すこやか子ども課、育ちの森、学校教育課、生涯学習課）、出納室、監査委員事務局における令和3年11月末日現在の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行状況を対象とした。

3 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合规性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

4 監査の主な実施内容

袋井市監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、関係職員から予算及び事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

5 監査の実施場所及び実施日

実施場所	実施日	対象
監査室	令和4年1月12日	総合健康センター 健康づくり課 都市建設部 都市計画課 都市建設部 都市整備課 都市建設部 道路河川課
	令和4年1月14日	都市建設部 維持管理課 教育部 生涯学習課 袋井・浅羽図書館 教育部 教育企画課

実施場所	実施日	対象
監査室	令和4年1月18日	教育部 おいしい給食課 袋井・浅羽・中部学校給食センター 監査委員事務局 総務部 総務課
	令和4年1月24日	教育部 学校教育課 教育部 すこやか子ども課 教育部 育ちの森
	令和4年1月28日	都市建設部 水道課(水道事業会計) 都市建設部 下水道課(下水道事業会計) 総合健康センター 地域包括ケア推進課 (介護保険特別会計・病院事業会計) 出納室

6 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業について、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度関係所属に改善又は検討を指導したので記述を省略した。

時間外勤務については、同じ所属内での時間外勤務時間の偏りや、長時間勤務が慢性化している所属が見受けられた。特に、新型コロナウイルスワクチン接種の事務においては時間外勤務の上限である月 45 時間を超える勤務がされており、他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務）であったとしても、過度な長時間勤務の継続は、職員の心身の健康を害するだけでなく、事故が発生するリスクを高め、労働へのパフォーマンスの低下に繋がるものである。職員の生活時間、睡眠時間、通勤時間や勤務実績等を十分に考慮し、法令を遵守した適正な労務管理の徹底と時間外勤務の削減に向けた抜本的な対策を講じられたい。

会計処理(経理事務)においては、財務会計システムの更新に伴い伝票内容の不備による返戻率が一時的に上がったが、指導や注意喚起、更には研修等の実施により改善傾向にある。適正な会計処理の周知や指導を全庁的に行うことにより職員の技能を向上させるとともに、所属内での確実なチェックと適正な審査を継続して実施することにより、正確な会計処理の体制を全庁的に構築されたい。

7 監査所見

各所属における監査の所見は次のとおりである。（記載：行政組織順）

総務部 総務課

- 1 時間外勤務については、同じ所属内での時間外勤務時間の偏りや、長時間勤務が慢性化している所属が見受けられた。

特に、東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおける事前キャンプ受入期間や市県民税課税時期の繁忙期、新型コロナウイルスワクチン接種の事務においては、時間外勤務の上限である月 45 時間を超える勤務がされていた。

時間外勤務について、法令に基づく上限規制等を全所属長・監督者へ再度周知することや安全衛生委員会にて現状及び課題を提起することにより、職員の知識や意識を向上させるとともに、職員人事を担当する所管課として、全職員の過度な長時間労働による健康障害を防止し、心の健康を保つため、法令を遵守した適正な労務管理の徹底と時間外勤務の削減に向けた抜本的な対策を講じられたい。

- 2 優秀な人材の確保に向け、チャレンジ枠（大卒・大学院卒）の年齢要件を拡大し、SPI 試験を活用した人物重視の試験を、他市試験の日程に先駆けて実施し、採用予定人数を確保されていることは評価に値する。

今後も、職員採用は厳しさを増していくと推測されるため、受験者やその御家族に本市が働きやすい職場環境づくりに鋭意取り組んでいることなどをアピールするための説明会の開催等により、採用辞退の防止を図り、優秀な職員を確保できるよう一層努められたい。

また、本市の年齢別人員構成には偏りがあるため、職員数が多い年齢層には「昇任・昇格の遅延」や「モチベーションの低下」など、職員数が少ない年齢層には「幹部要員の不足」や「職員一人当たりの業務量の増加」、「技能継承ができない」などの影響や弊害を生じつつあるため、職員採用に当たっては、年齢要件の更なる拡大や会計年度任用職員に対する職員採用試験受験の促しなどの取り組みに努められたい。

- 3 労働安全衛生法に基づいた衛生推進者の役割と職務及び安全衛生委員会のあり方について、他市町の活動事例を調査・研究し、全職員に対する労働衛生への意識付けに繋がるよう、適切な取り組みに努められたい。

総合健康センター 健康づくり課

1 新型コロナウイルスワクチン接種事業においては、国、県、関係機関等の指導と協力を得ながら昨年11月末までに対象者の約9割が2回の接種を完了したことは、近隣市町と比較しても評価に値するところである。3回目の接種及び5歳から11歳の子どもへの接種についても、市民が安心して円滑に接種できる体制を確保して事業を進められたい。

なお、職員の人事管理面においては、時間外勤務について、時間外勤務の上限に掛かることが懸念されるような勤務体制が見受けられており、市民を新型コロナウイルス感染症から守る特殊な要因であっても、職員の命と健康を守るため、法令を遵守した適正な労務管理を徹底し、課内等における時間外勤務の平準化などにより一人当たりの時間外勤務を縮減する抜本的な対策を講じられたい。

2 たばこに関する健康への影響から市民を守る取り組みについて、昨年7月に県内で先駆けて条例を施行し、市内事業所や小中学校、自治会等の協力を得る中で喫煙者の減少や受動喫煙の防止に向け取り組まれていることを評価する。

令和3年度に実施した市民意識調査では、令和2年度の調査と比較して、受動喫煙を受けた割合は減少したものの、喫煙率は0.6ポイント増加し14.0%となり、特に20歳代男性、30歳代女性の喫煙率が増加傾向にあった。令和7年度までの目標達成に向けて、健康づくり計画との整合性を反映した子どもへの健康教育等の各種事業展開のロードマップを定め、条例制定の先進地としての効果と実績を上げてもらいたい。

3 健康づくり食生活推進事業について、袋井市健康づくり食生活推進協議会と共に、有機無農薬農業、食・健康・文化・環境等をキーワードとする取り組みの中で市民の興味関心を高める事業に取り組まれたい。

総合健康センター 地域包括ケア推進課

- 1 緊急通報システムなどの高齢者見守りサービス事業においては、ICTによる新たな見守りサービスの先進事例を研究し、効果的かつ効率的な事業運営に資するよう、DX化に努められたい。
- 2 袋井市立聖隷袋井市民病院改革プランの策定については、国からの「地方公共団体に対する公立病院経営強化プランの策定」の要請に基づき、令和4年度早期に策定組織を立ち上げ計画的に策定作業を推進されたい。

また、中東遠医療圏における聖隷袋井市民病院の確たるポジショニング及び医療供給体制並びに安定経営の確立に向けた取組の一環として、市民に対する病院事業の広報や市民と病院・医療従事者を結ぶ活動を実施されたい。更には、二次医療を担う中東遠総合医療センターとの医療機能分化と連携強化や、市内の診療所、訪問看護・介護事業者等との切れ目のない連携をより一層推進されたい。

都市建設部 都市計画課

- 1 袋井駅南まちづくり事業については、土地区画整理事業、街路整備事業等による住環境整備や民間活力による医療、福祉、商業施設等の土地利用などの様々な事業手法を駆使し、本市の都市拠点としてふさわしいまちづくりの基盤整備がおおむね順調に整備されていることを評価する。今後は、田端地区の良好な住環境の維持と活力創出のため、地域住民や地権者、民間企業などからなる地域主体で継続性のあるまちづくり組織発起への支援を関係各課と連携し努められたい。
- 2 新幹線南側から高南地区までの区域において、無秩序な土地利用の誘発が懸念されるため、治水対策の所管課等と連携を図り、土地所有者や地域へ丁寧な説明、協議を重ね、将来を見据えたまちづくりの取組みに一層努められたい。
- 3 市営住宅管理業務において、月見町団地をはじめとした6団地については、施設の老朽化が課題となっている。今後の用途廃止に向けた対応については、引き続き入居者や関係者等の理解を得ながら慎重に進められたい。

また、用途廃止に伴い不足する住宅の対応策である民間賃貸住宅の家賃補助制度等の創設に当たっては、住宅困窮者等の視点に立ち、制度設計を進められたい。

都市建設部 都市整備課

- 1 大門沿道整備土地区画整理事業における県の認可取得にあたり、事業着手後の施工に支障を生じさせないよう、関係権利者からの100%同意取得に向けて、慎重かつ丁寧な対応に努められたい。
- 2 袋井駅南都市拠点土地区画整理事業について、事業を実施することによる本市への効果を一定の方法で検証し、分析されたい。

都市建設部 道路河川課

- 1 河川改良事業においては、安全・安心な地域づくりの基盤となる治水対策に向け、袋井市河川等整備計画などにに基づき河川や水路の整備に着実に取り組んでいるが、地球温暖化等の影響もあり年々被害を受ける確率が高まってきている。自然災害を人災としてとらえられないためにも、計画から遅延することなく、一刻も早い洪水被害や浸水常襲地区の被害解消に向けた河川改修への最大限の予算措置に努められたい。
- 2 生活道路（3級市道）整備については、地元からの要望件数の多い中、現地調査や生活道路整備評価を実施した上で優先順位を設け、整備路線を選定されていることを評価するが、自治会要望と用地等の所有者との意向が合わないため、事業期間の長期化や整備の休止・中断が生じているとのことである。これまでも、関係者によるワークショップを開催し合意形成を得る「協働によるみちづくり事業」を展開しているようであるが、今後も、地域のコミュニティに配慮しつつ、より一層市民に寄り添った親切丁寧な対応による円滑な道路整備の推進に努められたい。

都市建設部 維持管理課

- 1 市道の直営舗装や補修を実施する現業職員については、定年退職や新規職員の採用控えに伴う減員により、近年頻発する自然災害や緊急的な修繕に際し、迅速な復旧対応が出来るかの不安がある。

最近、民間企業も維持管理費がかかる重機はリース対応としている状況があるため、それらの事柄を踏まえた有事に備える対策について検討されたい。

- 2 河川愛護事業である河川堤防の草刈りは、高齢化などにより自治会負担が増している。

自治会によっては、自治会の予算から費用を捻出し、業者委託をしているところもある。

また、河川の草刈り範囲が広く、その労力や費用の負担は過重となっている自治会がある一方、地域内に河川が無く事業の無い自治会もあり、自治会における負担の格差が生じている。県内の他市はどのように行っているのか、県下の状況を調査し、市民負担の軽減を検討されたい。

都市建設部 水道課

- 1 平成 30 年度に策定したアセットマネジメント計画により、基幹管路耐震化、配水支管更新、水道施設更新事業等を計画的に推進する上で、その財源確保に向けた料金改定にあたり、市民、企業等に対し丁寧な説明をされたことを評価する。

今後においても、市民に安全・安心な水道水を供給するため、大規模自然災害等の有事に備えた災害復旧や、経年劣化による布設管や水道施設整備に精力的に取り組まれたい。

- 2 水道施設の運転管理や水道水質検査、上水道情報ファイリング業務、開閉栓やメーター交換業務、施設維持管理等の業務を個別委託し経営改善に努めているが、全国の包括的民間委託について調査・研究されたい。

都市建設部 下水道課

1 汚水処理人口普及率は、総合計画に定められた令和7年度の目標値86.6%に向け、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽における処理普及人口を着実に増加させているが、令和2年度末時点で79.1%であり、過去の増加率から推測すると目標値達成は厳しいと判断する。また、全国及び県平均（全国：92.1%、県：82.9%）よりも低い現状である。

公共用水域の水質保全と生活環境の向上に拍車をかけるため、下水道管路の効率・効果的な整備、合併処理浄化槽の普及促進などにおける国・県の補助金制度の動向を注視するとともに確実に財源確保することにより、更なる事業推進に努められたい。

2 合併処理浄化槽普及事業については、県が所管している単独処理浄化槽の市内設置件数を正確に把握するとともに、付替に要する全体事業費を算出した上で、今後の事業計画や適正な予算の確保に努められたい。

教育部 教育企画課

1 本市の幼小中一貫教育は、施設分離型として各学園内の連携に取り組み、幼小中の切れ目のない子どもに対する教育環境の接続を行ってきたところであるが、その仕組みと取り組みの成果を他市と比較しながら的確に検証するとともに、本市のポジショニングを把握し、今後における更なる展開に努められたい。

2 市内の学校施設については、築年数が経過し老朽化への対応が求められる中、各施設の長寿命化を目指し、平成31年3月「袋井市教育施設等3Rプロジェクト」を定められた。その後、施設の状態や改修計画の変更などを踏まえ、年度ごとに整備年表の更新（時間計画型予防保全）を行っているところではあるが、引き続き、袋井市公共施設等総合管理計画及び3か年推進計画と整合を図った事業実施に努められたい。

教育部 おいしい給食課、袋井・浅羽・中部学校給食センター

1 令和4年度から学校給食費の公会計化に伴い、収納率の低下が危惧されているところである。収納確保対策として、保護者には口座振替制度を積極的に推奨するとともに、口座振替の実施にあたっては、事務処理ミスを回避するために、事前に金融機関等と綿密な調整を行われたい。

また、口座振替不能者（未納者）に対する納付依頼については、所管課が中心となり、教職員の事務負担軽減に配慮しながら、学校関係者との連携により収納率100%を目指していただきたい。

2 学校給食の食材確保にあたり、安全・安心な地場産物を安定して仕入れるため、農政課、農業団体等と連携に努められたい。

教育部 すこやか子ども課

1 放課後児童クラブ運営事業について、共働き世帯の増加などに伴い、入所需要は今後ますます高まることが見込まれ、定員拡大と児童の受け入れ施設及び支援員等の人材確保が喫緊の課題となることから、学校、教育企画課及び学校教育課と連携し、計画的な対応に努められたい。

また、支援員等の処遇については、クラブ間によって著しい格差を生じないように各クラブの実情を踏まえた的確な指導・助言に努められたい。

2 乳幼児保育事業について、待機児童ゼロ及び空き教室の解消を目指し、昨年4月には若草幼稚園及び浅羽東幼稚園を認定こども園に移行することで126人の定員増を図り、来年度4月には山梨幼稚園及び若葉幼稚園も同様の取り組みにより、更に定員増を予定していることを評価する。

また、社会福祉法人天竜厚生会が民設民営で行う子育てセンターにじいろの新設も予定されているが、共働き世帯の増加や幼児教育・保育の無償化などに伴い、今後更に、保育ニーズは高まるため、利用希望者数の的確な把握と迅速かつ柔軟な対策を行うことで待機児童ゼロを実現されたい。

教育部 育ちの森

- 1 子ども支援トータルサポート事業について、不登校児童生徒の相談件数が増加しているが、相談介入の時期が遅い傾向にあるため、早期に相談につながるよう保護者や学校に対して、子ども支援室の周知を徹底する必要がある。また、学校教育課及び学校と連携し、教員研修の一環として子ども支援研修を実施することで、個々の教員との顔の見える関係作りを構築されたい。
- 2 本市児童生徒が不登校となった原因や背景をデータベース化し、全国数値と比較することで、年度推移などから本市の傾向を分析し、学校教育課と連携して対応策の検討や相談支援の充実に努められたい。

教育部 学校教育課

- 1 小・中学校に予算措置された学校活動費支援事業、学力向上対策事業、コミュニティ・スクール推進体制構築事業及び地域学校協働活動推進事業における歳出執行率が極端に低い。今一度、業務の進捗状況を的確に把握し、遺漏のない事務執行に努められたい。
- 2 子どもの学力向上対策事業の一環として、令和元年度から漢字検定と算数検定を3年間実施してきたところであるが、学力状況調査の結果は全国平均を下回り、成果が得られていない状態である。

子どもの学力向上には、基本的な生活習慣を身につける必要があり、家庭や地域社会の大人の役割も重要であることから、社会教育活動を所管する生涯学習課、地域コミュニティ活動を所管する協働まちづくり課等と、学校・家庭・地域の役割分担の在り方を改めて議論し、相互に連携を図りながら一貫した教育施策の展開に努められたい。
- 3 部活動指導員の雇用については、「『指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者。』の判断となる詳細な基準や資格要件を設定することで、優秀な人材確保に努められたい。」と昨年度に指摘したところであるが、明文化に取り組みされていない現状であるため、スポーツ推進課及び学校側と連携し早期の対応に努められたい。

また、指導者の継続的な活動を支援するため、身分保障や労働の対価を明記した雇用契約の締結、更には学校教育上で必要な約束事項等を遵守する誓約書等の提出を求めるとともに、適正な人事評価を行うことで健全かつ安定した部活動の推進に努められたい。

教育部 生涯学習課、袋井・浅羽図書館

- 1 社会教育事業については、市民の価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化等の社会的影響や昨年度からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各種活動の中止や延期による参加人数の減少傾向がみられる。社会教育法第3条第3項においては、社会教育が学校教育、家庭教育と密接な関連性があることを述べており、学校・家庭・地域住民、その他関係機関の相互間の連携と協力の促進をより一層図るために、市内各コミュニティセンターの社会教育委託事業の担当者を対象とした専門研修の充実に努められたい。
- 2 文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画は、令和4年度の国認定を目指し、現在、袋井市文化財保存活用地域計画策定協議会にて作成している。

本市の特色を活かした文化財の保存及び活用にあたり、継続性かつ一貫性のある事業展開に向け、地域計画を市民に広く周知するとともに地域住民の理解と協力及び民間支援団体との連携強化に努められたい。

- 3 袋井市子ども読書活動推進計画に基づき、子ども読書活動の推進を図っているところではあるが、読書離れに歯止めがかからない状態である。図書館に来てもらうのではなく、図書館から情報を提供するという視点に立った機能の強化が求められている。

併せて、以前からの懸案である施設の老朽化や狭隘、利用者の駐車場確保等の問題の解消や、GIGAスクール構想により教育現場に整備したタブレット学習効果のさらなる向上のため、電子図書館機能の早期導入に努められたい。

出納室

- 1 年間を通して時間外勤務を行っている状態であり、特に年度末や出納整理期間に増加するようであるが、新財務会計システムの効果的な活用、職員間の協力体制の確立や分掌事務の平準化等を実施し、時間外勤務を減らす取り組みに努められたい。
- 2 一般会計及び企業会計における歳入歳出伝票（約 57,000 枚）の内、支出伝票返戻（差戻）件数等調査により、返戻された年度別の支出伝票は、指導や注意喚起、更には研修等の実施により改善傾向にある。

伝票の誤りは、事務を煩雑にして、非効率になるばかりではなく、大きな問題を引き起こしかねず、出納室が掲げた目標値である返戻率 5%以内を目指し、引き続き全所属が一体となった取り組みを継続されたい。
- 3 会計処理の効率化を図るため、出納室においても公営企業会計（水道・下水道・病院）の伝票が電子決裁できるよう、先進地事例等の研究に努められたい。

第2 令和3年度 テーマ監査結果報告

1 監査の種類

行政監査(地方自治法第199条第2項)

2 監査のテーマ

審議会等の運営について

3 監査の対象

地方自治法第138条の4第3項に基づき設置された附属機関及び市の要綱等で設置されている附属機関に準ずる機関で、令和3年9月末現在、本市に設置しているものを監査対象とし、外部委員が含まれる会議の全体を把握するため、地方自治法第138条の4第3項に基づき設置された会議や委員についても監査対象として含むこととした。

また、監査対象期間は、事業の進捗状況に合わせ審議会の設置が行われることを考慮し、令和元年度から令和3年度までの3年度とした。

ただし、市職員のみ構成されるものについては、監査対象から除外した。

4 監査の着眼点

- (1) 法令、条例、規則、要綱、基本方針等に則した適切な運営がされているか。
- (2) 委員の構成、選任等は適切か。
- (3) 報酬等の支払手続は適正に行われているか。
- (4) 答申、意見等は市政に反映されているか。

5 監査の主な実施内容

袋井市監査基準に準拠し、調査票や関係書類(調査票、設置根拠及び委員名簿)の提出を求め、これらを確認するとともに、当該審議会等を所掌している関係職員から説明を聴取し、適正かつ適切に整備・運用されているか監査を実施した。

6 監査の実施場所及び期間

実施場所 監査室

期 間 第1回：令和3年11月2日から11月17日

第2回：令和4年1月12日から1月28日

(第1回及び第2回定期監査と併せて実施)

7 監査の結果

定期監査を補完する目的で、審議会等の運営についてテーマ監査を実施し、調査票や関係書類(調査票、設置根拠及び委員名簿)を調査した結果については、後述のとおりである。

8 監査所見

監査の結果を踏まえ、監査委員の所見は次のとおりである。

「袋井市における審議会等のあり方に関する基本方針(平成18年4月制定)」(以下「本市基本方針」という。)に沿って委員の選任や開催等が進められ、おおむね適切に運営されていると認められるが、改善を要する事項が見受けられた。

本市基本方針については、平成18年4月1日施行以来、改正がされていなかったが、多様化・高度化する行政需要や社会情勢等の変化に対応するため見直しをし、令和4年度から見直し後の本市基本方針が施行されることとなっている。

審議会等のより効果的・効率的な運営に向けて、見直し後の本市基本方針に基づいた適切な運営を行うとともに、必要な事項を講じられたい。

(1) 審議会等の設置及び運営について

審議会等の体制や運営については、会議開催は年1回又は年2回が多く、会議開催がされていない場合や委員委嘱がされていない審議会等も見受けられた。

審議会等は、本市基本方針にあるとおり、「市民の意見を市政に反映させること」が目的である。委員の定数、審議会の開催回数、会長選出方法等において、合議制である審議会の役割や必要性を検証し、適正な運営に努められたい。

ア 委員の委嘱が行われず、会議開催がされていない審議会等や開催実績がない、会議開催数が少なく活動実績が低下している審議会等は、当該審議会等の目的や運営

方法を再度見直すことにより、今後の在り方を検討し、真に必要な審議会のみ設置されるよう努められたい。

イ 定数に対して委員委嘱率が50%以下である審議会等があった。定数が過大であることが考えられる。該当する審議会については、適正な定数に見直しをされたい。

また、随時、目的に合わせた適正な定数と委員選任となるように努められたい。

ウ 会長の選出は、原則として委員の互選とされている。合議体である審議会等の自主性を重視するためにも、審議会等の目的を考慮しつつ、委員の互選による選出を検討されたい。

エ 会議開催の減少傾向が見受けられ、新型コロナウイルス感染症の影響もあると考えられるため、審議会の目的が達成されるよう、インターネット回線等を利用したWeb会議等、ICTの活用による開催方法等を検討されたい。

また、会議開催にあたっては、委員から貴重な意見を聴取するため、会議開催時間に合わせた発言の時間や機会を設けるなど、活発な議論が展開されるよう会議の運営に努められたい。

(2) 委員の選任について

委員の選任にあたっては、審議会等の設置目的や役割等を考慮しつつ、その機能が十分に発揮される委員構成となるように選任する必要がある。委員には、幅広く性別、年齢、国籍等にとらわれずに適切な人材を選任するよう努められたい。

ア 女性委員の登用については、委員総数に対して人数、割合ともに増加している。

袋井市男女共同参画プランに基づく目標は、令和7年度に40%以上を掲げていることから、女性委員の積極的な登用を推進されたい。

イ 公募委員の登用については、1機関、2人の登用であった。民主的かつ公正で開かれた市政を推進し、行政の多様化や住民要望の多岐化に的確に対応するため、幅広い住民意見を反映するとともに、市民の市政へ参画する機会の拡大を図るため、公募委員の登用を推進されたい。

(3) 審議会等の公開について

審議会等の会議は、原則として公開とされているが、実際には、会議及び会議録については、「公開されていない」、開催の周知については、「周知していない」が多かった。会議内容が個人情報や意思形成過程等により公開に馴染まない場合を除き、公開することを前提とした会議運営及び会議録の作成に努められたい。

(4) 委員の個人情報の取り扱いについて

報酬等の支払いは、委員から支払先口座や個人番号の提供を受け、所管課において、出納室からの通知に沿って対応をされているところであるが、各所管課での取り扱いについては、マニュアル等で規定していない所属が多かった。各所管課における個人情報の管理や報酬等の支払いに関するマニュアルを整備するとともに、運用に当たっては、適切に対応されたい。

9 審議会等の概要

(1) 審議会等の分類について

本市における審議会等は、本市基本方針に基づいて運営をされている。

審議会等の分類は、おおむね次のとおりである。

区 分				設置根拠		
				法律	条例	要綱等
外部委員のいる機関	審議会等【監査対象】	ア 附属機関	法令で設置が義務付けられているもの（法令必置）	○		
			法令で設置することができるものとされているもの（法令任意）	○	○	
			市独自の判断で設置するもの（条例設置）		○	
		イ 附属機関に準ずる機関	市独自の判断で設置するもの（規則、規程、要綱等設置）			○
	審議会等でない機関	上記以外のもの	市議会、行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会等）等	○		
			国が任命しているもの	○		
連絡・調整が主な目的のもの			-	-	-	

ア 附属機関として設置するものについて

附属機関とは地方自治法第138条の4第3項に基づき、執行機関（市長、教育委員会等）の要請により行政執行のために必要な調停、審査、諮問又は調査を行うことを職務とする合議制機関である。

附属機関の委員は、地方自治法第202条の3第2項により非常勤とされ、また、地方公務員法第3条第3項第2号により特別職の地方公務員に位置付けられている。委員には、地方自治法第203条の2により条例に基づき報酬を支給しなければならない。

本市では、委員の報酬等については、「袋井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びにその支給に関する条例」に規定されている。

イ 附属機関に準ずる機関について

行政需要に対してより弾力的に対応するため、附属機関に準ずる機関として規則や要綱等に基づき設置され、附属機関と同様の機能を果たしている審議会等である。

附属機関に準ずる機関の委員は、法律及び条例に設置根拠を置かないことから、地方自治法や地方公務員法は適用されない。従って、報酬の支給及び公務災害補償の対象とならないが、一般的には、役務の提供に対する対価として報償費や旅費を支給することが多い。

このほか、地方自治法第138条の4第3項以外の設置根拠による機関があり、これらの機関は、審議会等には含まれず、附属機関及び附属機関に準ずる機関以外のものとして、「市議会、行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会等）や国から任命をされる行政相談委員、民生委員・児童委員」などがある。

(2) 審議会等の運営状況について

ア 審議会等の設置根拠について

設置根拠		〔集計対象:外部委員のいる機関、全機関〕		(単位:機関、%)	
区 分				審議会数	率
外部委員のいる機関	審議会等 【監査対象】	附属機関	① 法令で設置が義務付けられているもの(法令必置)	8	8.8
			② 法令で設置することができるものとされているもの(法令任意)	11	12.1
			③ 市独自の判断で条例で設置するもの(条例設置)	24	26.3
	附属機関に準ずる機関	④ 市独自の判断で規則で設置するもの(規則設置)	4	4.4	
		⑤ 市独自の判断で規程で設置するもの(規程設置)	3	3.3	
		⑥ 市独自の判断で要綱で設置するもの(要綱設置)	27	29.7	
		⑦ 市独自の判断でそのほかの根拠により設置するもの(その他)	2	2.2	
	審議会等ではない機関	⑧ 市議会、行政委員会(教育委員会、選挙管理委員会等)等	7	7.7	
		⑨ 国が任命しているもの	3	3.3	
		⑩ 連絡・調整が主な目的のもの	2	2.2	
計				91	100.0

外部委員が含まれる機関については、91機関設置されていた。このうち、附属機関は43機関で、設置根拠別で見ると、法令必置が8機関、法令任意が11機関、条例設置が24機関となっており、条例設置によるものが26.3%を占めていた。

附属機関に準ずる機関は36機関で、規則設置が4機関、規程設置が3機関、要綱設置が27機関、そのほかの根拠によるものが2機関となっており、要綱設置によるものが29.7%を占めていた。

イ 設置目的について

設置目的		[集計対象:審議会等]		(単位:機関、%)	
区 分		審議会数	率		
① 調停機関	紛争の解決を促すため、公平中立の立場から第三者として仲介に入る機関	0	0.0		
② 審査機関	慎重を要するもの、技術的精密さを要するもの等の内容をよく調べ、審査決定する機関	20	24.1		
③ 諮問機関	問われた事案に対して、専門的知見等により審議・調査を行い、意見を述べる機関	19	22.9		
④ 調査機関	事実や事情、詳細等を明確にするために調べる機関	8	9.6		
⑤ その他		36	43.4		
計		83	100.0		

※審議会の計は、複数回答のため総数と不一致

目的別で見ると、審査機関及び諮問機関が、併せて 39 機関で、47.0%を占めていた。

(3) 委員の現状について

ア 委員数について

委嘱人数		[集計対象:審議会等]						(単位:機関、人、%)	
区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		平均		
	審議会数	率	審議会数	率	審議会数	率	審議会数	率	
1～5人	7	9.0	7	9.0	7	8.9	7	9.0	
6～10人	31	39.7	31	39.8	29	36.7	30	38.5	
11～20人	35	44.9	32	41.0	35	44.3	34	43.6	
21～30人	2	2.6	4	5.1	3	3.8	3	3.8	
31人以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
開催・選任なし	3	3.8	4	5.1	5	6.3	4	5.1	
計	78	100.0	78	100.0	79	100.0	78	100.0	
【再掲】1～15人以下	64	82.1	63	80.8	64	81.0	64	82.1	
委員人数 総数	856		850		836		847		

本市基本方針において、審議会等の定数については、法令に特に定めがある場合等は除外されているが、原則として 15 人以内とされている。

15 人以下の審議会等が 3 年間の平均で 82.1%であったが、設置目的や所掌事項を踏まえ、15 人を上回る委員を選任していた審議会等が平均で 10 機関あった。

また、審議する事案が発生していないなどの理由により、委員の選任を行っていない審議会等が平均で 4 機関あった。

イ 委員の構成について

選出区分:人数		[集計対象:審議会等]						(単位:人、%)	
区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		平均		
	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	
① 学識経験者	171	20.0	168	19.8	144	17.2	161	19.0	
② 関係団体からの選出	288	33.7	285	33.5	292	34.9	288	34.0	
③ 市民代表	93	10.9	90	10.6	87	10.4	90	10.7	
④ 関係行政機関代表	97	11.3	99	11.6	107	12.8	101	11.9	
⑤ 市議会議員	19	2.2	19	2.2	15	1.8	18	2.1	
⑥ 市職員	49	5.7	49	5.8	51	6.1	50	5.9	
⑦ その他	139	16.2	140	16.5	140	16.8	139	16.4	
計	856	100.0	850	100.0	836	100.0	847	100.0	

審議会等の委員については、平均で約 850 人の委員を選任しており、選出区分の構成について割合で見ると、平均で学識経験者が 19.0%、関係団体からの選出が最も多く 34.0%、市民代表が 10.7%、関係行政機関代表が 11.9%、市議会議員が 2.1%、市職員が 5.9%、その他の選出区分が 16.4%であった。

ウ 委員の年齢について

年齢構成:人数		[集計対象:審議会等]						(単位:人、%)	
区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		平均		
	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	
① 30歳未満	5	0.6	4	0.5	9	1.1	6	0.7	
② 30歳代	39	4.5	37	4.3	34	4.1	37	4.3	
③ 40歳代	119	13.9	123	14.5	121	14.5	121	14.3	
④ 50歳代	248	29.0	243	28.6	236	28.2	242	28.6	
⑤ 60歳代	240	28.0	229	26.9	226	27.0	232	27.4	
⑥ 70歳代	102	11.9	109	12.8	102	12.2	104	12.3	
⑦ 80歳代以上	4	0.5	5	0.6	4	0.5	4	0.5	
⑧ 不明	99	11.6	100	11.8	104	12.4	101	11.9	
計	856	100.0	850	100.0	836	100.0	847	100.0	

委員の年齢については、平均で 30 歳未満は 0.7%、30 歳代が 4.3%、40 歳代が 14.3%、50 歳代が最も多く 28.6%、60 歳代が 27.4%、70 歳代が 12.3%、80 歳代以上が一番少なく 0.5%であった。

エ 委員の在任年数について

在任年数		〔集計対象:審議会等〕				(単位:人、機関、%)	
区 分	委員		審議会等		審議会数	率	
	人数	率					
① 2年未満	467	53.7	68	37.4			
② 2～5年未満	305	35.1	68	37.4			
③ 5～10年未満	79	9.1	36	19.8			
④ 10～15年未満	15	1.7	8	4.3			
⑤ 15～20年未満	3	0.4	2	1.1			
計	869	100.0	182	100.0			

※審議会数の計は、複数回答のため審議会等の総数と不一致

本市基本方針において、委員の任期については、一つの審議会等に継続して在任できる期間は、任期が1年以内の場合は5期まで、任期が2年の場合は3期まで、任期3年以上の場合は2期までと定めている。

ほとんどの審議会等が任期を定めており、そのうち任期を2年と定めているものが約6割で最も多かった。

委員の在任年数については、5年未満である委員が88.8%、10年未満までの委員では97.9%であったが、15年以上20年未満の委員が3人、0.4%であった。

オ 会長の選出方法について

会長の選出		〔集計対象:審議会等〕		(単位:機関、%)	
区 分	審議会数	率			
① 委員の互選	59	74.7			
② 事務局の指名	1	1.3			
③ 規定されている	14	17.7			
④ その他	5	6.3			
計	79	100.0			

本市基本方針において、会長の選出は、原則として委員の互選となっている。委員の互選で選出されているものが、59機関、74.7%であったが、事務局の指名が1機関、規定されているものが14機関であった。

カ 女性委員の登用について

女性委員:人数		[集計対象:審議会等]			(単位:人、%)
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均	
女性委員 人数	312	321	332	322	
委員総数	856	850	836	847	
女性委員の率	36.4	37.8	39.7	38.0	

女性委員:審議会数		[集計対象:審議会等]			(単位:機関、%)
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均	
女性委員のいる審議会数	75	74	74	74	
審議会総数	78	78	79	78	
女性委員のいる審議会の率	96.2	94.9	93.7	94.9	

本市基本方針において、委員に占める女性委員の比率は、40%以上となるよう、積極的な登用に努めるものとされている。

女性委員の登用については、委員総数に対して令和元年度から徐々に増加し、令和3年度では39.7%、平均で38.0%となっていたが、女性を登用していない審議会等も平均で5.1%あった。

キ 公募委員の登用について

公募委員:人数		[集計対象:審議会等]			(単位:人、%)
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均	
公募委員 人数	2	2	2	2	
委員総数	856	850	836	847	
公募委員の率	0.2	0.2	0.2	0.2	

公募委員:審議会数		[集計対象:審議会等]			(単位:機関、%)
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均	
公募している審議会数	1	1	1	1	
審議会総数	78	78	79	78	
公募している審議会の率	1.3	1.3	1.3	1.3	

本市基本方針においては、「市民各層の幅広い多様な意見を市政に反映させ、公正かつ民主的な市政を確立するため、審議会等の委員を公募するものとする。」としている。

公募委員については、登用している審議会等は1機関、委員は2人であった。公募委員を登用していない理由については、審議会等に専門的知識が必要であること、選出区分が規定されている等の理由が多く、一般公募までは行っていない状況であった。

ク 委員報酬等支払いの取扱いについて

支払いの状況		[集計対象:審議会等]		(単位:機関、%)	
区 分		審議会数	率		
① 公費(一般会計、特別会計、企業会計、組合会計)から支出		73	92.4		
② 支出していない		5	6.3		
③ その他(公費以外から支出している場合等)		1	1.3		
計		79	100.0		

個人情報取り扱いの状況		[集計対象:審議会等]		(単位:機関、%)	
区 分		審議会数	率		
① 取り扱い方法を決めてあり、手順書やマニュアル等を整備してある		0	0.0		
② 取り扱い方法を決めているが、手順書やマニュアル等はない		54	73.0		
③ 取り扱い方法を全く決めていない		9	12.2		
④ 支払時期のみ決めている		6	8.1		
⑤ その他		5	6.7		
計		74	100.0		

委員の報酬等の支払いについては、公費からの支出がほとんどであった。

また、委員から報酬等受け取りの辞退や勤務先の業務の一環として参画しているため、支払いをしていない事例もあった。

報酬等の支払いにあたって必要となる個人番号や支払先口座等の取り扱いについては、出納室からの指示により運用されているが、所管課における詳細まで規定されていないことが見受けられた。

(4) 審議会等の会議運営状況について

ア 会議開催回数について

実施回数	[集計対象:審議会等]								(単位:機関、%)	
	令和元年度		令和2年度		令和元・2年度 平均		(参考)令和3年度			
	審議会数	率	審議会数	率	審議会数	率	審議会数	率		
年0回	11	14.1	19	24.3	15	19.2	35	44.3		
年1回	28	35.9	22	28.2	25	32.1	33	41.8		
年2回	22	28.2	18	23.1	20	25.6	5	6.3		
年3回	8	10.3	12	15.4	10	12.8	2	2.5		
年4回	4	5.1	3	3.8	3	3.8	1	1.3		
年5回	1	1.3	1	1.3	1	1.3	0	0.0		
年6~10回	1	1.3	1	1.3	1	1.3	2	2.5		
年11~20回	2	2.5	1	1.3	2	2.6	0	0.0		
年20回以上	1	1.3	1	1.3	1	1.3	1	1.3		
計	78	100.0	78	100.0	78	100.0	79	100.0		

※令和3年度は、令和3年度9月末現在のため参考値

会議開催状況については、年1回の開催が最も多く、審議会等の約半数が、年1回又は年2回の開催状況となっていた。

また、審議する事案が発生していないという理由で、会議を開催していない審議会等が令和元年度で11機関、令和2年度で19機関あった。

イ 会議の公開状況について

会議の公開状況		[集計対象:審議会等]		(単位:機関、%)	
区 分		審議会数	率		
①	全部公開している	2	2.5		
②	一部公開している。	2	2.5		
③	全部非公開としている。	21	26.6		
④	必要があれば検討する。	13	16.5		
⑤	特に定めていない。	41	51.9		
計		79	100.0		

本市基本方針において、「会議は原則として公開する。」とされている。

会議を公開している審議会等は、一部公開しているものを含め、4機関、5.0%であった。個人情報等の審議に係る会議内容のため、全部非公開としている審議会等もあったが、「原則として公開する。」と本市基本方針で規定しているにもかかわらず、公開・非公開について特に定めていない審議会が41機関あった。

ウ 会議開催の周知について

会議開催の周知状況		[集計対象:審議会等]		(単位:機関、%)	
区 分		審議会数	率		
①	周知している	2	2.5		
②	周知していない	77	97.5		
計		79	100.0		

本市基本方針において、「会議を公開するに当たっては、当該会議開催日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題、傍聴手続等について、事前に公表するものとする。」とされている。

会議開催の周知をしている審議会等は、2機関で、2.5%であった。周知の方法は、報道機関への情報提供であった。

周知していない審議会等は77機関、97.5%であった。

エ 会議録の作成と公開について

会議録作成状況		[集計対象:審議会等]		(単位:機関、%)	
区 分		審議会数	率		
①	作成している	69	87.3		
②	作成していない	3	3.8		
③	その他	7	8.9		
計		79	100.0		

会議録公開状況		[集計対象:審議会等]		(単位:機関、%)	
区 分		審議会数	率		
①	全部公開している	6	8.7		
②	一部公開している	9	13.0		
③	全部非公開としている	54	78.3		
計		69	100.0		

本市基本方針において、「会議録は、会議終了後速やかに出席委員に内容を確認した上で作成し、会議資料とともに公開するものとする。」とされている。

会議録を作成している審議会等は、69 機関であり、87.3%の審議会等で会議録を作成していた。

会議録を作成した場合の会議録の公開については、一部公開しているものを含めて、15 機関、21.7%であり、全部非公開としている審議会等は、54 機関、78.3%であった。

(5) 審議会等の成果について

ア 審議結果の提出状況及び市政への反映状況について

提出状況		〔集計対象:審議会等〕						(単位:機関、%)	
区分	令和元年度		令和2年度		令和元・2年度 平均		(参考)令和3年度		
	審議会数	率	審議会数	率	審議会数	率	審議会数	率	
① 答申をした	2	2.6	5	6.4	4	5.2	1	1.3	
② 提言をした	4	5.1	2	2.6	3	3.8	1	1.3	
③ 報告書を提出した	3	3.8	3	3.9	3	3.8	3	3.8	
④ その他	11	14.1	9	11.5	10	12.8	7	8.8	
⑤ 提出していない	58	74.4	59	75.6	58	74.4	67	84.8	
計	78	100.0	78	100.0	78	100.0	79	100.0	

※令和3年度は、令和3年度9月末現在のため参考値

反映状況		〔集計対象:審議会等〕				(単位:機関、%)	
区分	令和元年度		令和2年度		令和元・2年度 平均		
	審議会数	率	審議会数	率	審議会数	率	
① 事業に反映した	27	34.6	26	33.3	27	34.6	
② 予算化した	2	2.6	1	1.3	1	1.3	
③ 改善等の参考とした	28	35.9	27	34.6	28	35.9	
④ 反映しなかった	1	1.3	1	1.3	1	1.3	
⑤ その他	9	11.5	7	9.0	8	10.2	
⑥ 会議未開催	11	14.1	16	20.5	13	16.7	
計	78	100.0	78	100.0	78	100.0	

審議結果の提出については、答申、提言、報告書の提出といった形式を伴った対応をした審議会等は、2年度の平均で10機関、12.8%であり、提出していないとした審議会等が58機関、74.4%であった。

しかしながら、市政への反映状況については、反映しなかった審議会等は、1機関であり、ほとんどの審議会等において、審議結果が市政に反映されている結果となった。このことから、形式的な審議結果の提出がなくとも、審議会での協議結果は市政に反映されており、審議会等の有意性が認められる結果となった。

(資料) 対象審議会等

1 附属機関

No.	担当部	担当課	審議会等の名称	設置根拠
1	総務部	総務課	行政不服審査会	法令必置
2	総務部	総務課	情報公開審査会	条例設置
3	総務部	総務課	個人情報保護審査会	条例設置
4	総務部	総務課	特別職報酬等審議会	条例設置
5	総務部	協働まちづくり課	地域公共交通会議	法令任意
6	総務部	協働まちづくり課	交通安全対策会議	法令任意
7	総務部	協働まちづくり課	男女共同参画推進審議会	条例設置
8	危機管理部	危機管理課	国民保護協議会	法令必置
9	危機管理部	危機管理課	防災会議	法令任意
10	危機管理部	危機管理課	消防賞じゅつ金等審査委員会	条例設置
11	企画部	企画政策課	総合計画審議会	条例設置
12	企画部	企画政策課	行政改革推進委員会	条例設置
13	企画部	秘書課	表彰審査委員会	条例設置
14	総合健康センター	地域包括ケア推進課	総合健康センター運営理事会	条例設置
15	総合健康センター	地域包括ケア推進課	高齢者保健福祉計画等推進委員会	条例設置
16	市民生活部	保険課	国民健康保険運営協議会	法令必置
17	市民生活部	しあわせ推進課	民生委員推薦会	法令必置
18	市民生活部	しあわせ推進課	要保護児童対策地域協議会	法令必置
19	市民生活部	しあわせ推進課	袋井市森町障害認定審査会	法令必置
20	市民生活部	しあわせ推進課	岡崎会館運営審議会	条例設置
21	市民生活部	しあわせ推進課	いじめ問題再調査委員会	条例設置
22	市民生活部	スポーツ政策課	スポーツ推進審議会	法令任意
23	産業環境部	環境政策課	環境対策委員会	条例設置
24	産業環境部	産業政策課	サンライフ袋井運営協議会	条例設置
25	都市建設部	都市計画課	空家等対策協議会	法令任意
26	都市建設部	都市計画課	都市計画審議会	法令任意
27	都市建設部	都市計画課	景観アドバイザー会議	条例設置
28	教育部	おいしい給食課	立学校給食センター運営協議会	条例設置
29	教育部	すこやか子ども課	子ども・子育て会議	法令必置
30	教育部	すこやか子ども課	子育て支援拠点施設運営協議会	条例設置
31	教育部	すこやか子ども課	笠原児童館運営協議会	条例設置
32	教育部	育ちの森	子ども早期療育支援センター運営協議会	条例設置
33	教育部	学校教育課	いじめ問題専門委員会	法令必置
34	教育部	学校教育課	いじめ問題対策連絡協議会	法令任意
35	教育部	生涯学習課	社会教育委員（生涯学習推進会議）	法令任意
36	教育部	生涯学習課	青少年問題協議会	法令任意
37	教育部	生涯学習課	文化財保護審議会	法令任意
38	教育部	生涯学習課 図書館	立図書館協議会	法令任意
39	教育部	生涯学習課	青少年健全育成推進委員	条例設置
40	教育部	生涯学習課	旅館建築審査会	条例設置
41	教育部	生涯学習課	月見の里学遊館運営協議会	条例設置
42	教育部	生涯学習課	メロープラザ運営協議会	条例設置
43	教育部	生涯学習課	歴史資料館運営委員会	条例設置

2 附属機関に準ずる機関

No.	担当部	担当課	審議会等の名称	設置根拠
1	総務部	協働まちづくり課	協働まちづくり推進委員会	要綱設置
2	総務部	協働まちづくり課	交通安全対策委員会	要綱設置
3	総務部	国際課	多文化共生推進懇話会	要綱設置
4	総合健康センター	健康づくり課	医療救護計画検討会	要綱設置

No.	担当部	担当課	審議会等の名称	設置根拠
5	総合健康センター	地域包括ケア推進課	休日急患診療室運営委員会	要綱設置
6	総合健康センター	地域包括ケア推進課	地域包括支援センター運営協議会	要綱設置
7	総合健康センター	地域包括ケア推進課	介護予防・日常生活支援推進会議	要綱設置
8	総合健康センター	地域包括ケア推進課	在宅医療介護多職種連携推進会議	要綱設置
9	危機管理部	危機管理課	ふるさと防災寄附金推進委員会	要綱設置
10	市民生活部	しあわせ推進課	地域福祉計画推進委員会	要綱設置
11	市民生活部	しあわせ推進課	人権問題啓発推進協議会	要綱設置
12	市民生活部	しあわせ推進課	障害者計画推進協議会	要綱設置
13	市民生活部	しあわせ推進課	福祉有償運営協議会	要綱設置
14	市民生活部	しあわせ推進課	療育支援ネットワーク連絡会	要綱設置
15	市民生活部	しあわせ推進課	老人ホーム入所判定委員会	要綱設置
16	市民生活部	保険課	袋井市森町介護認定審査会	規則設置
17	市民生活部	保険課	介護相談員	規則設置
18	市民生活部	保険課	介護サービス事業者選定委員会	要綱設置
19	産業環境部	産業政策課	観光産業連絡協議会	その他根拠
20	産業環境部	産業政策課	ふくろい産業イノベーション推進協議会	その他根拠
21	産業環境部	農政課	農業振興地域整備促進協議会	規則設置
22	都市建設部	維持管理課	花咲くふくろい推進協議会	要綱設置
23	都市建設部	水道課・下水道課	水道料金等懇話会	要綱設置
24	教育部	おいしい給食課	食物アレルギー対応委員会	要綱設置
25	教育部	育ちの森	子ども早期療育支援センター第三者委員会	要綱設置
26	教育部	学校教育課	就学支援委員会	規則設置
27	教育部	学校教育課	学校結核対策委員会	要綱設置
28	教育部	学校教育課	不登校児等対策連絡協議会	要綱設置
29	教育部	教育企画課	袋井北小学校衛生委員会	規程設置
30	教育部	教育企画課	山名小学校衛生委員会	規程設置
31	教育部	教育企画課	袋井中学校衛生委員会	規程設置
32	教育部	教育企画課	学校職員安全衛生協議会	要綱設置
33	教育部	生涯学習課	学術交流振興基金運営委員会	要綱設置
34	教育部	生涯学習課	少年補導センター運営協議会	要綱設置
35	教育部	生涯学習課	少年補導委員	要綱設置
36	教育部	生涯学習課	放課後子ども総合プラン運営委員会	要綱設置

3 市議会・行政委員会

No.	担当部	担当課	審議会等の名称	備考
1	総務部	総務課	袋井市外3組合公平委員会	行政委員会
2	総務部	総務課	選挙管理委員会	行政委員会
3	総務部	総務課	固定資産評価審査委員会	行政委員会
4	産業環境部	農政課	農業委員会	行政委員会
5	教育部	教育企画課	教育委員会	行政委員会
6	議会事務局	議会事務局	市議会	市議会
7	監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員	行政委員会

4 その他

No.	担当部	担当課	審議会等の名称	備考
1	市民生活部	市民課	行政相談委員（総務大臣）	本市以外の設置
2	市民生活部	しあわせ推進課	民生委員児童委員協議会（厚生労働大臣）	本市以外の設置
3	市民生活部	しあわせ推進課	南磐田地区保護司会袋井地区（法務大臣）	本市以外の設置
4	産業環境部	農政課	農業再生協議会	連絡・調整等
5	都市建設部	維持管理課	道路工事執行連絡会	連絡・調整等